

(仮称) 京都市学校給食センター整備運営事業

実施方針

令和6年11月

京都市

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1. 事業内容に関する事項	1
1.1.1. 事業名	1
1.1.2. 事業に供される公共施設の種類	1
1.1.3. 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.4. 事業の目的	1
1.1.5. 用語の定義	1
1.1.6. 基本理念（令和5年11月10日京都市教育長決定「基本的な考え方」より）	2
1.1.7. 事業の内容	4
1.1.8. 事業の実施スケジュール（予定）	6
1.1.9. 法令等の遵守	6
1.1.10. 個人情報保護	6
1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	6
1.2.1. 特定事業選定の基本的考え方	6
1.2.2. 効果等の評価	7
1.2.3. 選定結果の公表	7
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	8
2.1. 事業者の募集及び選定方法	8
2.2. 事業者の募集及び選定の手順	8
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール	8
2.2.2. 募集及び選定の手続き等	9
2.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件	11
2.3.1. 入札参加者の構成等	11
2.3.2. 入札参加者の資格要件	12
2.3.3. 地域経済への配慮等	16
2.3.4. 入札参加資格の確認	17
2.4. 審査及び選定に関する事項	17
2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方	17
2.4.2. 審査の方法	17
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
3.1. 責任分担に関する基本的な考え方	19
3.2. 予想されるリスクと責任分担	19
3.3. 事業の実施状況の監視	19
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	23
4.1. 本件施設用地の立地条件等	23

4.2. 施設要件	23
4.2.1. 基本的考え方	23
4.2.2. 献立方式.....	23
4.2.3. 施設規模.....	23
4.2.4. 施設機能.....	24
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	24
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	24
6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	24
6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	25
6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	25
6.4. 金融機関と市の協議（直接協定）	25
6.5. その他.....	25
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	25
7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
7.2.1. 交付金及び地方債等	25
7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援	25
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
8.1. 市会の議決.....	26
8.2. 情報公開及び情報提供	26
8.3. 本事業において使用する言語等.....	26
8.4. 入札参加に伴う費用負担.....	26
8.5. 実施方針に関する問合せ先	26

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名

(仮称) 京都市学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。)

1.1.2. 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

1.1.3. 公共施設等の管理者の名称

京都市長 松井 孝治

1.1.4. 事業の目的

令和5年1月、共働き世帯の増加や、家庭環境の変化等を踏まえ、国において、次元の異なるレベルでの子育て支援・少子化対策の取組を推進することが示されたことを受け、京都市(以下、「市」という。)では、子育て環境を一層充実させ、子どもたちの健やかな育ちと学び、子育て家庭の支援のため、全員制中学校給食の実施に向けた検討に着手し、令和5年11月に決定した「全員制中学校給食の実施に係る「基本的な考え方」について」において、給食センター方式の導入による全員制中学校給食の実施を表明した。

本事業は、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な施設整備や運営環境の創出ができる「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づく事業手法を導入することで、市の財政負担の縮減を図りつつ、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

1.1.5. 用語の定義

実施方針において、使用する用語は、以下の定義とする。

ア 本件施設

新たに整備する学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

ウ 配膳室

本事業において学校に提供する給食の一時保管場所として新設又は改修される給食配送校の配膳室をいう。

エ 本件施設等

本件施設及び配膳室をいう。

オ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器(作業台、移動台、戸棚、コンテナ等)をいう。

カ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

キ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

ク 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ケ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、生徒・教職員が使用する備品をいう。

コ 配送校

本事業において給食配送対象となる学校をいう。

サ 市職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う職員（栄養教諭を含む）をいう。

シ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

ス 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

セ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

ソ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

タ 配食

給食を食器に入れることをいう。

1.1.6. 基本理念（令和5年11月10日京都市教育長決定「基本的な考え方」より）

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が本件施設等を整備し、維持管理・運営期間内において本件施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

ア 安全・安心な給食

学校給食衛生管理基準等を遵守した施設整備及び徹底した衛生管理による運営の下、生徒・保護者にとって安全・安心な中学校給食を提供する。

イ 栄養バランスのとれた温かい給食

成長期の中学生にふさわしい栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、汁物の提供をはじめ、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たく、適温で提供することにより、できたての風味や食感を味わうことができる、温かくておいしい小学校給食のような中学校給食を実現する。

ウ アレルギーの対応

食物アレルギー対応が可能となる施設・設備を整備することで、除去食や代替食を充実するとともに、各校の運営面においても、教職員の適切な食物アレルギーや誤食防止についての認識を一層高め、アレルギー対応食を安全に提供できるような校内体制等を整えるなど、アレルギー対応の充実を図る。

エ 食育の充実

生徒が正しい食事のとり方や望ましい食習慣を主体的に身に付け、感謝の気持ちを大切にすることを育み、将来にわたって健やかな心身と豊かな人間性を培うために、小学校から積み上げてきた食育を中学校でも継続できるよう、皆が同じものを食べ、学校給食という「生きた教材」を活用し、給食時間や各教科等での学習など学校教育活動全体として、食育の充実を図る。

オ 和食を中心とした食文化を生かした献立

子どもたちが楽しく食べることができるとともに、地（知）産地（知）消に努め、京都の豊かな食文化を学び、次代に継承していくことができるよう、京都ならではの和食を中心とした献立の充実を図る。

カ 適切な給食時間の確保や学校運営に留意した給食管理

生徒が落ち着いた雰囲気の中で食事ができ、食に関する学びが深められるようゆとりのある給食時間の確保を図る。また、全員制給食の実施に伴い、時間割の変更や学校現場の給食管理にも変更が生じることから、教職員に過度な負担が生じないよう配慮する。

キ 実施方式について

給食センター方式の導入に当たっては、小学校給食で積み上げてきた手作り給食の良さや、選択制中学校給食の献立や使用食材の多様性を生かし、調理を身近に感じることができる設備上の工夫を取り入れるなど、温かみのある中学校給食の実現に留意する。

ク 本件施設用地について

本件施設用地においては、食に関する学びが深められ、食文化の発信や防災・被災者支援の拠点となるとともに、地域の活性化や文化的で豊かな生活に資する場となるよう取り組む。

ケ 早期の実現

令和 10 年度中の実施を目標として、可能な限り早期に全員制中学校給食の実現を目指す（具体的な事業のスケジュールは「1.1.8. 事業の実施スケジュール（予定）」参照）とともに、学校給食の重要性を鑑みて、将来にわたって安定的に給食を提供していくことができるよう持続可能な給食運営を行う。また、公平性の観点から、学校間に給食の開始時期に著しく差が生じないように取り組む。

また、上記に加え、一部、地域の生産者や地元企業と連携したメニューも取り入れることや、京都ならではの豊かな食文化に触れることができる地産地消を一層意識した食材調達や献立作成を検討しており、事業者には民間のノウハウ並びに創意工夫を駆使した積極的な提案を期待するとともに、本事業に支障が生じない範囲において市の意向に応じた協力を行うものとする。

さらに、本事業の実施に当たっては、公契約基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、必要な資材・原材料・飲食物・消耗品等を市内中小企業から調達するなど、地域経済の振興にできる限り配慮すること。

1.1.7. 事業の内容

(1) 事業方式

PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設等を設計及び建設し、竣工後は市に本件施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本件施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 25 年 7 月末日までとする。

(3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 既存構造物の解体撤去業務
- (ウ) 設計業務
- (エ) 建設業務
- (オ) 配膳室新設・改修業務
- (カ) 工事監理業務
- (キ) 調理設備調達業務
- (ク) 調理備品調達業務
- (ケ) 食器・食缶等調達業務
- (コ) 事務備品調達業務
- (サ) 近隣対応・周辺対策業務
- (シ) 各種許認可申請等の手続業務
- (ス) 竣工検査及び引き渡し業務
- (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設等及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 給食提供訓練業務
- (コ) 内覧会・開所式の開催支援
- (サ) 事業説明資料の作成
- (シ) 映像紹介資料の作成
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 事務備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運營業務

- (ア) 食品検収補助・保管業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務（本件施設への車両出入庫時の交通安全対策業務を含む）
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 配膳室における業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
- (ク) 配送車維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- (コ) 食育推進促進業務
- (サ) 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- (シ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 栄養管理業務
- (オ) 調理指示業務
- (カ) 給食費徴収管理業務
- (キ) 食数調整業務
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ケ) 食育業務

(4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

ア 設計及び建設に係るもの（配膳室の新設又は改修に係るものは除く）

市は、配膳室の新設又は改修を除く設計及び建設に係る交付金及び地方債が適用可能な範

囲については、事業者に対して本件施設引き渡し後に建設一時金として支払う。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する設計及び建設に係る対価に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス対価として割賦方式により支払う。

イ 設計及び建設に係るもの（配膳室の新設又は改修に係るもの）

市は、事業者が実施する配膳室の新設又は改修に係るサービス対価について、本件施設引き渡し後の令和 10 年度に引き渡した配膳室の新設又は改修に係るサービス対価は令和 10 年度に支払い、令和 11 年度に引き渡した配膳室の新設又は改修に係るサービス対価は令和 11 年度に支払う。

ウ 開業準備に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係るサービス対価について、維持管理・運営期間開始時に事業者へ一括で支払う。

エ 維持管理及び運営に係るもの

市は、事業者が実施する維持管理・運営に係るサービス対価について、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。

1.1.8. 事業の実施スケジュール（予定）

ア 事業契約締結	令和 7 年 10 月
イ 設計・建設期間	令和 7 年 10 月～令和 10 年 6 月（約 32 か月間） ただし、配膳室新設・改修業務は、市から別途指示がない限り、令和 12 年 3 月までとする。
ウ 本件施設等の所有権移転	令和 10 年 6 月 ただし、配膳室は、竣工後に速やかに市に引き渡す。
エ 開業準備期間	令和 10 年 7 月～令和 10 年 8 月（約 2 か月間）
オ 維持管理・運営期間	令和 10 年 8 月下旬～令和 25 年 7 月（約 14 年 11 か月間）

1.1.9. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

1.1.10. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

1.2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

1.2.1. 特定事業選定の基本的考え方

市は、PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」、「京都市 PFI 導入基本指針」などを踏まえ、市自らが本事業を実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

ア 本事業に係る設計・建設、開業準備、維持管理、運営等が同一水準にある場合において、

市の財政負担の縮減が期待できること。

- イ 市の財政負担が同一水準にある場合において、本事業に係る設計・建設、開業準備、維持管理、運営等の水準の向上が期待できること。

1.2.2. 効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断を行う。

- ア PFI 事業として実施することの定性的評価
- イ 市の財政負担見込額による定量的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

1.2.3. 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、市ホームページで速やかに公表する。また、本事業を特定事業として選定を行わないとした場合においても同様に公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「WTO 協定」という。）の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

	日程	内容
令和6年	11月1日（金）	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表
	11月15日（金）	実施方針等に関する質問及び意見の受付期限
	12月6日（金）	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
	12月13日（金）	個別対話の受付期限
	12月23日（月） ～12月27日（金）	個別対話の実施
令和7年	1月下旬	特定事業の選定の公表
	1月下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
	2月上旬	現地見学会
	2月下旬	入札説明書等に関する質問受付期限
	3月中旬	入札説明書等に関する質問に対する回答期限
	4月上旬	個別対話の実施
	4月中旬	入札参加資格審査書類の受付期限
	4月下旬	入札参加資格審査結果の通知
	6月上旬	入札及び提案書の受付期限
	7月上旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	7月中旬	落札者の決定及び公表
	8月上旬	落札者との基本協定締結
	8月下旬	特別目的会社との事業契約の仮契約締結
10月下旬	京都市会の承認による事業契約の成立	

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

a) 受付期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月15日（金）16時00分まで

b) 受付方法

件名を「(企業名・質問書) 京都市学校給食センター整備運営事業」とし、実施方針等に関する質問及び意見書(様式1)に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：taiken@edu.city.kyoto.jp

(2) 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和6年12月6日（金）以降に、市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 個別対話

事業をより良いものとするため、実施方針等についての意見を聴取し、サービスの質を高めるに資すると判断される意見等を入札説明書等の公表資料に反映することを目的として、個別対話を実施する。対話の参加方法等については以下の通りである。

a) 実施日時

令和6年12月23日（月）から令和6年12月27日（金）まで
時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

b) 開催場所

教育委員会事務局体育健康教育室（予定）

c) 参加資格

個別対話の参加資格は、次の事項を満たす者とする。

ア 本事業の入札に参加しようとする単独企業もしくは複数企業のグループ

イ 個別対話の実施日に「2.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、または満たす見込みである者

d) 参加方法等

令和6年11月1日（金）から令和6年12月13日（金）16時00分までに、件名を「(企業名・個別対話申込) 京都市学校給食センター整備運営事業」とし、個別対話申込書(様式2-1及び様式2-2)に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

e) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった者に別途連絡する。

f) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

g) 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は単独企業若しくは2者のグループの場合15分、3～4者のグループの場合30分、4～5者のグループの場合45分、6者以上のグループの場合60分とする。所要時間を必要としなかった場合は、所要時間経過以前でも終了可能とする。

h) 個別対話の進め方

- ア 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- イ 市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- ウ 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

i) 留意事項等

- ア 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- イ 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、入札公告時に入札説明書等に反映する。
- ウ 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- エ 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- オ 参加人数は、単独企業、複数企業のグループともに10名までとする。
- カ 同一企業が複数回参加することは不可とする。

(4) 入札公告及び入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等を市ホームページで公表する。

(5) 現地見学会

本件施設用地の現地見学会を開催する。現地見学会の参加方法等は入札説明書等に示す。

(6) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は入札説明書等に示す。

(7) 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は入札説明書等に示す。

(8) 個別対話

入札参加者と市の個別対話を実施する。個別対話の参加方法等は入札説明書等に示す。

(9) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業に関する入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

(10) 入札及び提案書の受付

入札参加資格審査通過者に対し、入札書及び提案書の提出を求める。

入札書及び提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等で提示する。

(11) 落札者の決定及び公表

提出された入札書及び提案書について総合的に評価を行い、京都市学校給食センター整備運営事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）の審査を経て、市が落札者決定基準に基づき落札者を決定する。入札の結果は入札参加者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

(12) 落札者との基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(13) 特別目的会社との事業契約の仮契約締結、市会の承認による事業契約の成立

市は、落札者との間で締結した基本協定に基づき、落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と事業契約の仮契約を締結した後、PFI法第12条に規定された事業契約の締結に関する京都市会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

2.3. 入札参加者が備えるべき参加資格要件

2.3.1. 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する者（以下「設計事業者」という。）、建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）、工事監理を担当する者（以下

「工事監理事業者」という。)、本事業の維持管理業務を担当する者(以下「維持管理事業者」という。))及び本事業の運營業務を担当する者(以下「運營業業者」という。))を含む複数の者により構成されるグループとし、グループの代表事業者である構成員を定めること。設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、維持管理事業者及び運營業業者は、一事業者とすることも複数の事業者の共同とすることも可能とする。

また、上記以外の業務や資金調達・事業マネジメント等本事業を実施するうえで必要となる業務を担当する者等(以下「その他事業者」という。))を含めることができる。

イ 落札者は、市との仮契約の締結までに、本件施設用地を除く京都市内に特別目的会社(以下「SPC」という。))を設立し、代表事業者である構成員は出資者中最大の議決権を持つものとする。SPCは、会社法(平成17年法律第86号)に規定する株式会社とする。

ウ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。入札参加者の構成員は、入札参加表明書において代表事業者である構成員、代表事業者でない構成員、協力事業者のいずれであるかを明記すること。

代表事業者である構成員：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつ、SPCに出資する者のうち、構成員を代表し入札・契約等の手続きを行う者

代表事業者でない構成員：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつ、SPCに出資する者

協力事業者：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつ、SPCには出資しない者

エ 代表事業者である構成員又は代表事業者でない構成員以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の50%未満とする。また、SPCの株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ 入札参加者の構成員は、SPCから受託し、又は請け負った業務の一部について、第三者に再委託し、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該再委託又は下請負に係る契約を締結する前に市に通知し、再委託については承諾を得るものとする。

なお、上記にかかわらず、設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、維持管理事業者及び運營業業者は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理について、第三者に再委託又は下請負人を使用することはできない。

(ア) 設計事業者：設計・建設業務のうち設計業務

(イ) 建設事業者：設計・建設業務のうち建設業務

(ウ) 工事監理事業者：設計・建設業務のうち工事監理業務

(エ) 維持管理事業者：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務

(オ) 運營業業者：運營業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

カ 入札参加者の構成員及び協力事業者は、他の入札参加者の構成員及び協力事業者になることはできない。

2.3.2. 入札参加者の資格要件

参加者の構成員は、以下の(1)の要件及び分担する業務範囲に応じた(1)～(6)の要件に該当しなければならない。

(1) 全構成員共通

- ア 京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で令和 6 年 8 月 26 日付け京都市告示第 350 号に定める資格の審査の申請を行い、入札参加資格の確認基準日までに告示に定める資格を有すると認められた者であること。
- イ 京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項に規定する競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ウ 当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、同一グループに参加するときを除き、そのうちの 1 者しか参加できない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。

- a 親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社同士等の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第 2 条第 7 号に規定する更正会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役、会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
 - (b) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (d) 組合の理事
 - (e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準じる者
- b 一方の会社等の役員が他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他、上記（ア）及び（イ）と同視できる関係があると認められる場合

-
- エ 本事業の業務に携わる次の者又は次の者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。
- | | |
|----------------|------------------------------|
| 株式会社アトラスワークス | 東京都中央区日本橋2丁目1番17号丹生ビル2階 |
| NiX JAPAN 株式会社 | 富山県富山市奥田新町1番23号 |
| 平田建築設計株式会社 | 兵庫県西宮市戸田町5番16号 |
| 株式会社吉村建築事務所 | 京都府京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町28番地 |
| 株式会社住建設計 | 京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579-1 |
| 山腰測量事務所 | 京都府京都市左京区一乗寺梅ノ木町59番地クリヨン101 |
| 株式会社キンキ地質センター | 京都府京都市伏見区横大路下三栖里ノ内33番地3 |
| はぜのき法律事務所 | 東京都中央区築地2-3-4メトロシティ築地新富町601号 |
- オ 検討委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。
- カ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設事業者と工事監理事業者は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。
- キ PFI法第9条に規定する欠格事由に該当しない者であること。

(2) 設計事業者

設計事業者は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、設計事業者を複数の者とする場合は、全ての者がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者がア～エの全ての要件を満たしていること。

- ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国又は地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の新築工事（平成21年度以降に完成したものに限り）の実施設計を発注者から直接受注し、完了した実績があること。
- ウ 平成21年度以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を発注者から直接受注し、完了した実績があること。
- エ 一級建築士の資格を有する者を管理技術者として設計業務期間中に1名配置できること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ設計業務期間において直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の直接雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代に限る。
- さらに、設計業務期間中の交代は、次のいずれかの場合に限る。
- (ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。
- (イ) 事業者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、市と事業者の間で協議して合意したとき。

(3) 建設事業者

建設事業者は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、建設事業者を複数の者とする場合は、全ての者がア、イ及びエの要件を満たし、かつ、少なくとも1者はア～エの全ての要

件を満たしていること。

- ア 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業許可を受けていること。
- イ 建設業法第27条の27及び第27条の29に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されており、入札参加資格の確認基準日において有効（審査基準日から1年7か月以内）であるものに限る。）における「建築一式」の総合評定値が代表者である構成員は1,000点以上、代表事業者でない構成員及び協力事業者は900点以上であること。ただし、共同企業体で施工した場合は、共同企業体の構成員数が3者以上で20%以上出資したもの、2者であるときは30%以上出資したものについては実績とみなす。
- ウ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積3,000㎡以上の新築工事（平成21年度以降に完成したものに限る。）を発注者から直接受注して完了した実績を有していること。ただし、共同企業体で施工した場合は、共同企業体の構成員数が3者以上で20%以上出資したもの、2者であるときは30%以上出資したものについては実績とみなす。
- エ 建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を建設業務期間（準備期間、完成検査後片付け期間等を除く。以下同じ。）に専任で1名配置できること（申請は3名まで提出できる。）。ただし、建設業務期間において、直接かつ恒常的な雇用関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の直接雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代に限る。
さらに、建設業務期間中の交代は、次のいずれかの場合に限る。
 - （ア）死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。
 - （イ）事業者の責によらない大幅な建設業務期間延長があった場合、建設業務期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、市と事業者の間で協議して合意したとき。

(4) 工事監理事業者

工事監理事業者は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、工事監理事業者を複数の者とする場合は、全ての者がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者がア～エの要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - イ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積3,000㎡以上の新築工事（平成21年度以降に竣工したものに限る）の工事監理を発注者から直接受注して完了した実績があること。
 - ウ 平成21年度に完成したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の工事監理を発注者から直接受注して完了した実績があること。
 - エ 一級建築士の資格を有する者を管理技術者として工事監理業務期間中に1名配置できること。ただし、当該技術者については、工事監理業務期間において直接かつ恒常的な雇用
-

関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の直接雇用関係があること。また、落札後においては、実際に配置する技術者の変更は認めない。異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代に限る。

さらに、工事監理業務期間中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

(ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

(イ) 事業者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、市と事業者の間で協議して合意したとき。

(5) 維持管理事業者

維持管理事業者は、次の要件を満たしていること。ただし、維持管理事業者を複数の企業とするときは、少なくとも1者は要件を満たしていること。

ア 平成27年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した床面積3,000㎡以上の公共施設の維持管理業務を発注者から直接受注して完了した実績を有していること。

(6) 運営事業者

運営事業者は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、運営事業者を複数の者とする場合は、全ての者がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者はア及びイの要件を満たしていること。

ア 令和3年度以降、市の区域内にある本社、支社、営業所等において、食中毒事故等による営業上の行政処分（食品衛生法第59条第1項又は第2項、第60条第1項又は第2項若しくは第61条に基づく不利益処分）を受けたことがないこと。また、学校給食調理業務において、履行途中で契約解除になったことが無いこと（発注者の責に帰すべき事由による場合を除く。）及び落札決定後に正当な理由なく契約締結を辞退したことが無いこと。

イ 平成27年4月以降にドライシステムの学校給食センターの調理業務（発注者から直接受注し、完了したものに限り）又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年厚生省生活衛生局長通知第85号）に基づき、同一メニューを1回1,500食以上若しくは1日3,000食以上を提供する調理施設における調理業務を発注者から直接受注し、完了した実績があること。

2.3.3. 地域経済への配慮等

市では、公契約の基本方針として「地域経済の活性化及び雇用の創出を図るとともに、地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体制及びその能力の維持及び向上を図ることにより、本市が将来にわたって、活力に満ちた、人と人とが支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠であることに鑑み、市内中小企業の受注等の機会の増大を図ること。」を公契約基本条例において定めている。本事業は、WTO協定の適用を受けることから、市内に本社、本店等の主たる事務所・営業所を有する中小企業（以下「市内中小企業」という。）に参入条件を限定することはできないが、本事業の実施に当たっては、公

契約基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、必要な資材・原材料・飲食物・消耗品等を市内中小企業から調達するなど、地域経済の振興にできる限り配慮すること。

2.3.4. 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格審査書類の提出日時点とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者の決定日までの間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表事業者である構成員が入札参加資格要件を欠いた場合には、無効とする。
- イ 構成員のうち、代表事業者である構成員以外の者が入札参加資格要件を欠いた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めたときに限り、引き続き有効とする。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、入札参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験を有する者で構成する検討委員会を設置する。検討委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、落札者決定基準に基づき検討委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。また、審査に当たり、入札参加者からのヒアリングを実施する予定である。

2.4.2. 審査の方法

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、入札参加資格審査結果を入札参加資格審査申請書類提出者に通知する。

(2) 提案書審査

「落札者決定基準」に従って、検討委員会において提案書等の審査を行うとともに、入札価格を加味した総合評価を行い、その結果を市長に報告する。市長は、検討委員会の報告を踏まえ、落札者を決定する。

なお、総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

(3) 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示す。

(4) 審査結果

審査結果は公表する。

(5) 入札書類等の取り扱い

a) 著作権

入札参加者から提出された提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の提案書類の一部又は全部を無償で使用でき、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の提案書類の一部を無償で使用できるものとする。また、提案書類は、情報公開請求等がなされた場合又は市が提案書類の公表が必要と判断する場合は、京都市情報公開条例等に基づき、その一部又は全部を公開又は公表することがある。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として表 リスク分担表（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

3.3. 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、事業契約書（案）に示す。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No.	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	14	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動（※1）	○	○
		15	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		○
		16	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		○
	物価変動	17	建設期間中における一定の範囲までの物価や労務費等の変動に伴う事業者の費用の増減		○
		18	建設期間中における一定の範囲を超える物価や労務費等の変動に伴う事業者の費用の増減	○	
		19	維持管理・運営期間における一定の範囲までの物価や労務費等の変動に伴う事業者の費用の増減		○
20		維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価や労務費等の変動に伴う事業者の費用の増減	○		
資金調達	21	本事業に必要な資金の確保に係る費用		○	
本事業の中止・延期	22	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○		
	23	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○	
構成員の能力不足等	24	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○	
共通	不可抗力	25	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの		○
		26	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	○	
契約前	入札費用	27	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	28	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		29	市会の議決が得られない	○	○
		30	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No.	概要	負担者	
				市	事業者
設計	測量・調査	31	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		32	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様 変更	33	市の帰責事由により変更する場合	○	
		34	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費 等の増大	35	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		36	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	37	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		38	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	39	本件施設用地の確保に関するもの	○	
		40	本件施設用地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	41	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		42	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	43	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	44	市の帰責事由によるもの	○	
		45	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	46	市の帰責事由によるもの	○	
		47	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	48	本件施設等完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	49	工事材料、建設機械器具、引渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	50	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延	51	市の帰責事由によるもの	○	
		52	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	53	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	54	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	55	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営 費の増大	56	市の帰責事由によるもの	○	
		57	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	58	市の帰責事由によるもの	○	
		59	経年劣化によるもの		○
		60	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の契約適 合	61	契約不適合責任期間内		○
		62	契約不適合責任終了後	○	
	需要変動	63	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		64	生徒数、教職員数の変動によるもの（※2）	○	○
		65	残渣の変動		○

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No.	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	食中毒・異物混入	66	検収時前における食品の異常	○	
		67	検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの		○
		68	検収後の保存方法に起因する食品の異常		○
		69	調理過程における調理方法の不適による食品の異常		○
		70	配送業務に起因する場合		○
	食物アレルギー対応	71	食物アレルギーをもつ生徒の情報収集不備、食物アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食品調達時の誤り	○	
		72	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		73	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延	74	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		75	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		76	調理の遅延によるもの		○
		77	事業者の交通事故による遅延		○
		78	食品の納入遅延による遅延	○	
運搬費増大	79	配送校の変更による運搬費の増大	○		
	80	交通事情の悪化による運搬費の増大		○	
移管	性能確保	81	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	82	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及びSPCの清算手続きに伴うもの		○

(※1) 基準金利が上がった場合は市負担、下がった場合は事業者負担とすることを予定している。

(※2) 事業期間中に提供対象者数（事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が、一定以上の給食数が増減する場合は、サービス対価の見直しについて市と事業者で協議する。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地	京都市南区吉祥院観音堂町 42、100-4 及び 43-1
イ 面積	15,923 m ² (実測)
ウ 都市計画規制	
(ア) 都市計画区域	市街化区域
(イ) 用途地域	工業地域
(ウ) 建ぺい率・容積率	60%・200% (一部 400%)
(エ) 高度地区	31m 第 4 種高度地区
(オ) 景観保全	町並み型建造物修景地区
(カ) 眺望景観	遠景デザイン保全区域 (4), (11), (49)
(キ) 屋外広告	第 6 種地域
(ク) 防火指定	準防火地域
(ケ) その他	近郊整備区域、宅地造成工事規制区域
エ 文化財	なし
オ 既設構造物	建物や防球ネット等が立地するため、事業者が解体撤去すること

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

4.2. 施設要件

4.2.1. 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。

また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指すとともに、本件施設の活用にあたっては、市が掲げる「笑顔でいきいきと暮らせる「健康長寿のまち・京都」」の取組に資するような、子どもの健全な食育推進や京都の食文化の発信拠点としての活用を期待している。

4.2.2. 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

4.2.3. 施設規模

1 日当たり最大 22,000 食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

4.2.4. 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸 室 等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、市職員用トイレ、市職員用玄関 等
	共用部分	見学者通路、研修室、小会議室兼調理研究室、食育掲示スペース、来客用トイレ、多目的トイレ、災害時用煮炊調理機器等保管庫、廊下等、施設出入口、エレベーター、機械室・電気室・ボイラー室 等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、食堂、事業者用トイレ、配送員用控え室 等
給食エリア	汚染作業区域	<p>■荷受・検収・下処理ゾーン</p> <p>食材搬入用プラットホーム、肉魚卵荷受室、同検収室、野菜類荷受室、同検収室、米荷受室、油荷受室、添物類検収室、泥落とし・皮むき室、米庫、洗米室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、物品倉庫、冷蔵室（庫）・冷凍室（庫）、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵処理室、小麦粉処理室、汚染区域用器具洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等</p> <p>■洗浄ゾーン</p> <p>洗洗浄室、洗剤庫、食缶等回収用風除室、残渣処理室（庫） 等</p>
	非汚染作業区域	<p>■調理ゾーン</p> <p>野菜類上処理室、揚物・焼物室、煮炊き調理室、和え物コーナー、アレルギー対応調理室、炊飯室、非汚染区域用器具洗浄室、添物用仕分室 等</p> <p>■配送・コンテナプールゾーン</p> <p>配送用風除室、コンテナ室 等</p>
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室（男女）、洗濯・乾燥室、調理従事者用トイレ、備蓄倉庫、倉庫 等
付帯施設	屋外倉庫、排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、本件施設用地内通路、門扉及び塀、防火水槽 等	

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書（案）等の規定に従い、次の措置をとることとする。

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事

業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

ウ 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者が生じた損害を賠償するものとする。

6.3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。詳細については事業契約書（案）に提示する。

6.4. 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、事業の継続を図るため、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することができる。

6.5. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7.2.1. 交付金及び地方債等

市は、本事業においての交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行う。

7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1. 市会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和6年定例会市会（11月市会）に、事業契約の締結に関する議案を令和7年定例会市会（9月市会）に提出する予定である。

8.2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等により行う。

8.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

8.4. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8.5. 実施方針に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

京都市教育委員会事務局 体育健康教育室 全員制中学校給食推進担当

担当：山本、新谷

〒650-0004 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町 393 元有濟小学校内

電話：075-585-4888

電子メール：taiken@edu.city.kyoto.jp